

# 熊本県大規模小売店舗立地審査会設置要綱

平成12年5月19日  
熊本県告示第477号

## (設置)

第1条 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)の適正かつ円滑な運用を図るため、熊本県大規模小売店舗立地審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

## (審査事務等)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査する。

- (1) 法に基づき大規模小売店舗を設置する者(以下「設置者」という。)から届け出られた事項の審査に関する事。
- (2) 県の意見等の形成に関する事。
- (3) 前二号に掲げるもののほか大規模小売店舗の立地に関し、会長が特に必要と認める事項。

## (組織)

第3条 審査会は、別表に定める課(以下「関係課」という。)の長をもって構成する。  
2 審査会に会長を置き、会長は、商工振興金融課長をもって充てる。会長は会務を総括する。

## (会議)

第4条 審査会は、必要に応じて会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長が必要と認めるときは、審査会に審査事項に関係する専門委員、関係職員、関係課以外の職員及び設置者等の出席を求めることができる。

## (予備審査)

第4条の2 事前に設置者等から届出に関する助言を求められた場合には、設置者等出席のもと、関係各課による予備審査を行うことができる。

## (専門委員)

第5条 審査事項に関し専門的な意見を求める必要があるときは、大規模小売店舗立地審査専門委員(以下「専門委員」という。)を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 専門委員は、関係する審査が終了したときは解任されるものとする。
- 4 この要綱に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は別に定めるところによる。

## (庶務)

第6条 審査会の庶務は、商工振興金融課において行う。

## (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成13年5月23日告示第414号)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成15年5月23日告示第555号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成16年9月29日告示第985号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成17年1月7日告示第21号)

この要綱は、平成16年12月24日から施行する。

附 則(平成18年10月20日告示第1066号)

この要綱は、平成18年10月20日から施行する。

附 則(平成20年5月19日告示第499号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年2月10日告示第104号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年4月9日告示第444号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年4月26日告示第503号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年11月13日告示第844号）  
この要綱は、告示の日から施行する。

（別表）

部	課名
環境生活部	環境保全課
	循環社会推進課
商工労働部	商工振興金融課
土木部	道路保全課
	都市計画課
	建築課
（公安委員会） 警察本部交通部	交通規制課